平成２７年（フ）第５２９号
名古屋市港区小碓２丁目214番地　鬼頭小碓ビル３Ｄ号、従前の住所名古屋市港区宝神３丁目604番地　有限会社ワーク柴田
債務者　竹内　時男
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１７号
名古屋市千種区春岡２丁目15番５号　レオパレス春岡206号
債務者　仲本　正吉
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０号
北海道苫小牧市ときわ町５丁目16番12号
債務者　小川　隆之
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３１号
北海道苫小牧市川沿町３丁目18番７号　コーポ川沿Ａ号
債務者　佐藤　峰子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第８号
岩手県遠野市大工町６番16号
債務者　藤田　幸枝
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第２５５号
宮城県亘理郡亘理町字舘南42番地16　アルファ舘南一番館202
債務者　東　　恵美
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
仙台市宮城野区岩切字台屋敷126番地
債務者　遠藤　敏博
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
福島県いわき市川部町塩田10番地
債務者　後藤　岳士
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第７４号
茨城県水戸市青柳町4364番地の３
債務者　小沼　幸子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８３号
茨城県ひたちなか市大字武田810番地８　コーポルイヴィトンＣ202号
債務者　山本　貴彦
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１０号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2905番地21
債務者　白土　理恵（旧姓山澤）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２１号
茨城県那珂郡東海村大字村松324番地５
債務者　坂場　　舞
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２３号
茨城県水戸市元吉田町2687番地の２　県営横宿アパート１棟304号
債務者　坂巻　　希
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４２号
茨城県つくばみらい市絹の台５丁目23番地９、前住所東京都葛飾区東金町５丁目２番24号ジュネス金町102
債務者　重野さとみ（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第７８号
茨城県稲敷郡阿見町中央２丁目８番５号、前住所茨城県稲敷郡阿見町岡崎２丁目３番地39
債務者　冨田　直人
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第８０号
茨城県小美玉市栗又四ケ2305番地６
債務者　小沼　麻希（旧姓森作）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４５号
茨城県猿島郡境町大字金岡404番地内１
債務者　稲垣　幸子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部